

■入札書等の提出方法について

提出方法は、「山口市郵便入札に関する要領」（以下「要領」という。）第4条の規定に基づき一般書留又は簡易書留による郵送のみで行うものとし、持参を認めていません。

また、複数案件を同封せず、たとえ同一日の入札であっても、**案件ごとに郵送**してください。

規定外の郵送方法、所定の記載がないものについては、要領第4条の2・別表の規定に該当する場合は無効となります。

封入方法及び記載事項については封筒記入例、入札書記入例により確認の上で作成してください。

入札書の郵送にあたっては要領及び山口市競争入札参加者心得を熟読し、かつ、記載事項を十分に確認された上で郵送してください。

郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めていません。ただし、入札書の郵送後においても入札辞退を認めます。この場合、その申し出は入札公告又は指名通知等で指定した開札日時までに入札辞退届を入札執行者に直接持参して提出することにより行わなければならない（要領第3条）。なお、ひとたび提出した入札辞退届は撤回することはできません。

■入札結果について

入札結果は、入札公告又は指名通知等で示す日時までに山口市公式ウェブサイトに掲載します。

郵便入札において予定価格の制限の範囲内の有効な入札が無かった場合は、2回目以降の入札を会場入札又は郵便入札で行います。その際は、直ちに入札者全員に電子メールで通知します。なお、2回目以降の入札方法等は、入札公告又は指名通知等にあらかじめ記載します。

■同額入札の場合の「くじ」について

落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

入札書を郵送する際に、入札書記載例のとおり、あらかじめ「くじ番号」を記入していただき、別記の『郵便入札における「くじ」の方法について』のとおり、落札者を決定します。

抽選結果は、開札後、入札結果公表と同時に山口市公式ウェブサイトに掲載します。

■入札者の傍聴について

入札者の中から選定された入札開札立会人のほか、入札者（その代理人を含む。）については、その入札の開札を傍聴することができます。

傍聴を希望する入札者は、入札公告又は指名通知等で定める開札日時に間に合うよう来場してください。

なお、入札者の代理人が傍聴を希望する場合は、傍聴委任状を持参してください。

■感染症拡大等の非常時における特例措置について

感染症の拡大その他災害等の非常時において、入札者の来庁が困難な状況となった場合は、要領第6条第1項及び第7条第1項の規定に関わらず、入札者の立会い及び傍聴はできないものとする特例措置をとります。この場合においては、要領第6条第5項の規定により、入札事務に関係のない山口市職員の立会いのもと開札を行います。

この特例措置を適用するか否かは、感染症拡大状況や災害状況、入札見込者数等を勘案して適宜判断します。

特例措置の対象となる入札においては、入札公告又は指名通知等においてお示しします。

山口市郵便入札に関する要領に基づく「くじ」の方法は、次のとおりとする。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入が必要）。

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

●「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

「*** (3桁) - ** (2桁) - ***** (5桁) - * (1桁)」

2 くじの手順

- (1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0，1，2，3，…）を付与する。
- ※ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、「余り」を算出する。
- (3) 上記(1)の「抽選番号」と上記(2)の「余り」が一致した者を落札(候補)者とする。
- (4) 低入札価格調査制度等の審査を要する場合は、上記(3)で決定した落札候補者を「第1落札候補者」とし、「第1落札候補者」の「抽選番号」に1を加えた数が「抽選番号」である者を「第2落札候補者」とする（「第1落札候補者」の「抽選番号」に1を加えた数が「抽選番号」にない場合は、0が「抽選番号」である者を「第2落札候補者」とする）。
- (5) 「第3落札候補者」以降は、上記(4)の規定に準じて決定する。

例) 入札参加者4者が同額入札の場合

(1) 「抽選番号」を付与

業者名	書留お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	抽選番号を付与
A社	123-45-67890-1	8901	—	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	—	0

(2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号
A社	083
B社	934
C社	271
D社	007

083 + 934 + 271 + 007 = 1295

1295 ÷ 4 者 = 商 323 (余り…3)

(3) 落札(候補)者等の決定

業者名	抽選番号	右記以外の場合	低入札価格調査制度等の審査を要する場合
A社	1		第3落札候補者
B社	3	落札(候補)者	第1落札候補者
C社	2		第4落札候補者
D社	0		第2落札候補者

郵便入札用封筒記入例

内封筒（入札書を入れる封筒です。封筒サイズはできるだけ長型3号を使用してください。）

※内封筒に入れるのは、入札書のみ（内訳書や入札参加資格確認申請書は外封筒に入れてください。）

裏	表
のり付け 印 届出印 使用印鑑届であらかじめ届け出た印を使用	件名を記入 入札書在中 ↑ 朱書き 「山口市長様」等の宛先の記載は不要 商号又は名称 （共同企業体は名称「●●工事○○・□□特定建設工事共同企業体」） 商号又は名称を記入

外封筒（内封筒及び公告又は指名通知書において提出が必要とされた場合は内訳書や入札参加資格確認申請書を入れます。封筒サイズは原則として角型2号を使用してください。）

裏	表
差出人 郵便番号 住所 商号又は名称 表面に同等の記載があれば、裏面の差出人の記載は省略できる。	間違いが多いので必ず確認（提出日ではない） 部署の名称を正しく記載（別の部署に配達されることのないように） 開札日 令和○年○月○日 件名を記入 入札書在中 ↑ 朱書き 山口市役所 ○○課 行 山口市 ○○○○○○ 郵送方法は一般書留又は簡易書留に限る

共同企業体にあつては、代表会社の郵便番号・住所・商号又は名称でよい。
また、共同企業体の名称を併記する（必須とはしない）。

1 通の郵便に複数の入札書を同封しないこと。

山口市郵便入札に関する要領（抜粋）

（郵便入札における入札の辞退）

- 第3条 心得第7条（入札の辞退）第1項の**入札辞退届の提出期限**は、同条第2項の規定に関わらず、次条の規定による**入札書の提出期限**までとする。
- 2 郵便入札における入札の辞退においては、心得第7条第3項の規定は、適用しない。
- 3 郵便入札においては、**入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする**。この場合において、辞退しようとする入札者は、**入札開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出**しなければならない（**郵送又は電信による提出は認められない**）。
- 4 前項の規定による入札辞退届は、入札者の**代理人によるものは認めない**。
- 5 省略

（入札書等の郵送）

- 第4条 心得第9条に規定する入札書等の提出は、**一般書留又は簡易書留により入札公告等で指定する日時までに**到着するように入札執行課宛に郵送しなければならない。この場合において、持参、電報、電子メール等によるものは、認めない。
- 2 入札書を郵送する場合は、次のとおりとする。
- (1) 入札案件ごとに**内封筒・外封筒の二重封筒**とする。
- (2) 入札書を入れた内封筒にあつては、「**入札書在中**」と朱書きして封かんし、**件名**及び入札者（心得第1条の2第1項の入札者をいう。以下同じ。）の**商号又は名称**を記載するとともに貼り付け部分を入札者の使用印（使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。）で割印をする。
- (3) 外封筒にあつては、**次に掲げるものを封入**し、表側に送付先（**入札執行課名等**）、**件名**及び**開札日**を記載し、あわせて「**入札書在中**」と朱書きするとともに、裏側に入札者の住所及び**商号又は名称**を記載し郵送するものとする。
- ア 前号の内封筒
- イ 入札参加資格確認申請書（心得第4条の入札参加資格確認申請書をいう。以下同じ。）（入札公告において入札書に同封すべきとされる場合に限る。）
- ウ 内訳書（心得第9条第3項の内訳書をいう。以下同じ。）（入札公告等において入札書に同封すべきとされる場合に限る。）
- 3 郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回（前条第3項の規定による辞退を除く。）は認めないものとする。

（入札者の傍聴）

- 第7条 入札書を提出した入札者（前条の立会人を除く。以下この条において同じ。）は、当該入札を**傍聴することができる**。
- 2 入札者は、入札執行者に**傍聴委任状（様式第3号）**を提出することで、代理人に傍聴を委任することができる。
- 3 前条第8項（入札経過表の撮影若しくは複写をすること、又は入札経過表の写しを求めることはできない。）の規定は、入札を傍聴する者について準用する。
- 4 入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場に入場する際に別に定める傍聴者名簿に記名をするとともに、入札会場における規律の保持に関して入札執行者の指示に従わなければならない。

（無効とする入札）

- 第5条 別表に定める入札は、無効とする。
- 2及び3 省略

- ※ なお、第4条の2及び別表に、「無効とする郵便」についての定めがあります。
- ※ その他、山口市競争入札参加者心得にも、無効とする入札の定めがあります。